

津市公告第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業5・5・3中勢グリーンパークの変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成19年3月26日

津市長 松田直久

縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市都市計画部公園緑地課

津市公告第 4 4 号

三重県知事による津都市計画公園事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 施行者の名称

津 市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画公園事業

5・5・3 中勢グリーンパーク

3 事務所の所在地

津市西丸之内 2 3 番 1 号

4 事業施行期間

平成 9 年 9 月 1 9 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

津市公告第 4 5 号

土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)第 1 0 条第 1 項の規定により、津市久居野村地区土地区画整理事業の事業計画の変更の認可を受けたので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定により当該図書を縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 事業の名称

津市久居野村地区土地区画整理事業

2 変更の内容

事業の施行期間について「平成 1 8 年 8 月 1 8 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 1 8 年 8 月 1 8 日から平成 1 9 年 9 月 3 0 日まで」に変更

3 変更認可の年月日

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

4 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

5 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

津市公告第 46 号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

津市長 松田直久

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

流域関連河芸町公共下水道

3 事務所の所在

津市西丸之内 23 番 1 号

4 事業施行の期間

平成 10 年 3 月 17 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 10 年三重県告示第 98 号、平成 10 年三重県告示第 139 号、平成 13 年三重県告示第 317 号、平成 13 年三重県告示第 461 号、平成 15 年三重県告示第 612 号、平成 16 年三重県告示第 256 号、平成 16 年三重県告示第 257 号、平成 17 年三重県告示第 564 号及び平成 17 年三重県告示第 746 号の事業地に白塚町字石神を加え、白塚町字九門久、字鎌田及び字北出山地内において事業地を変更する。

津市公告第 4 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）、流域関連河芸町公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道管理課

津市公告第48号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連久居市公共下水道

流域関連香良洲町公共下水道

3 事務所の所在

津市西丸之内23番1号

4 事業施行の期間

昭和49年3月26日から平成22年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年三重県告示第201号、昭和54年三重県告示第155号、昭和58年三重県告示第107号、昭和58年三重県告示第525号、昭和61年三重県告示第283号、昭和62年三重県告示第609号、昭和63年三重県告示第142号、昭和63年三重県告示第173号、昭和63年三重県告示第400号、平成2年三重県告示第323号、平成2年三重県告示第472号、平成4年三重県告示第584号、平成5年三重県告示第504号、平成7年三重県告示第43号、平成7年三重県告示第405号、平成8年三重県告示第378号、平成10年三重県告示第175号、平成11年三重県告示第118号、平成11年三重県告示第146号、平成11年三重県告示第453号、平成13年三重県告示第48号、平成13年三重県告示第127号、平成13年三重県告示第424号、平成16年三重県告示第8号、平成16年三重県告示第2

09号、平成16年三重県告示第1012号、平成17年三重県告示第47号及び平成17年三重県告示第297号の事業地のうち久居新町及び久居新町字丸田地内において事業地を変更する。

津市公告第 4 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連久居市公共下水道、流域関連香良洲町公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道管理課